

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 島崎 亮平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	入山 小枝子
【電話番号】	03-6377-2882
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドのすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（平成29年12月1日を目処に「BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社」に社名を変更する予定です。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額（組入る有価証券を時価で評価した資産総額から、負債総額を控除したものを）その時の受益権総口数で除した価額をいいます。当ファンドでは便宜上、1万口当たりの価額で示すことがあります。基準価額は、組入る有価証券などの値動きにより、日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「アジボン為無」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料は、お申込受付日の翌営業日の基準価額に、申込手数料率を乗じた額とします。

申込手数料率は、3.24%（税抜3.00%）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約（販売会社によって、同様の権利義務関係を規定する契約で名称の異なる場合があります。以下同じ。）に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

（６）【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

（７）【申込期間】

平成29年6月26日から平成30年6月25日まで

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記にお問合わせください。

《委託会社へのお問い合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(9) 【払込期日】

お申込代金は、販売会社が指定する期日までに、指定の方法でお支払いください。

お申込代金とは、お申込金額（発行価格×取得申込口数）にお申込手数料（税込）を加算した金額です。

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によりBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込みの方法

取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドのすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

当ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

(該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。)

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

《商品分類の定義》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券))	その他 ()	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	
		中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

1

日本を除くアジア諸国・地域の債券を実質的な主要投資対象とします。

- 日本を除くアジア諸国・地域の債券*を主要投資対象とするルクセンブルク籍の外国投資法人「パーベスト(Parvest)」のサブファンドである「パーベスト ボンド・アジア(除く日本)クラシック-MD シェア(Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares)」(米ドル建て)(以下「外国投資信託証券」といいます。)を主要投資対象として高位に組入れるとともに、円建て国内籍の投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」も投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

*当ファンドにおいて、「アジア諸国・地域の債券」とは、アジア諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業が発行する債券、及びアジア諸国・地域において主要な事業活動を行っている企業または国際機関が発行する債券のことを指します。

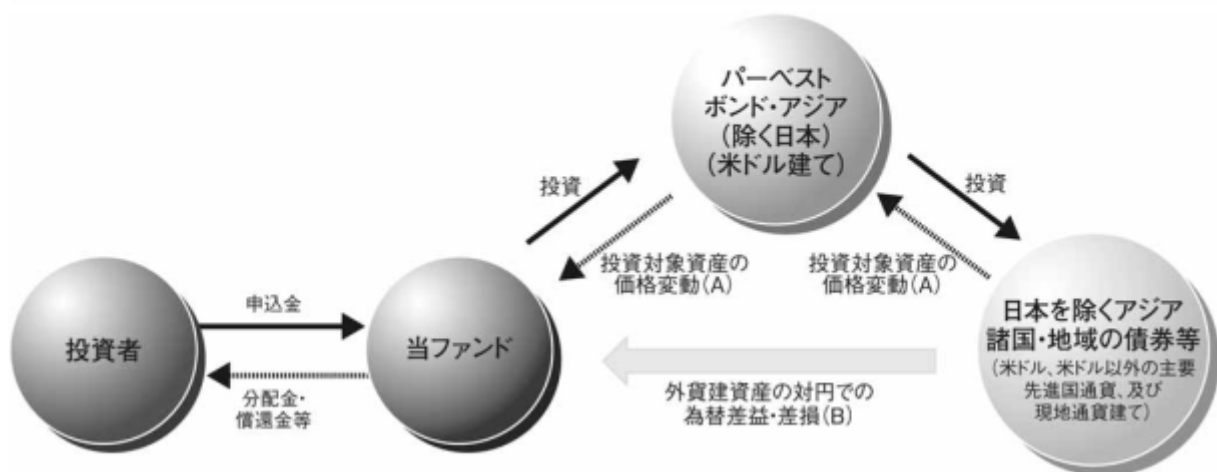
- 外国投資信託証券への投資を通じて、米ドル建て、米ドル以外の主要先進国通貨建て、さらには日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建て債券に実質的に投資を行います。

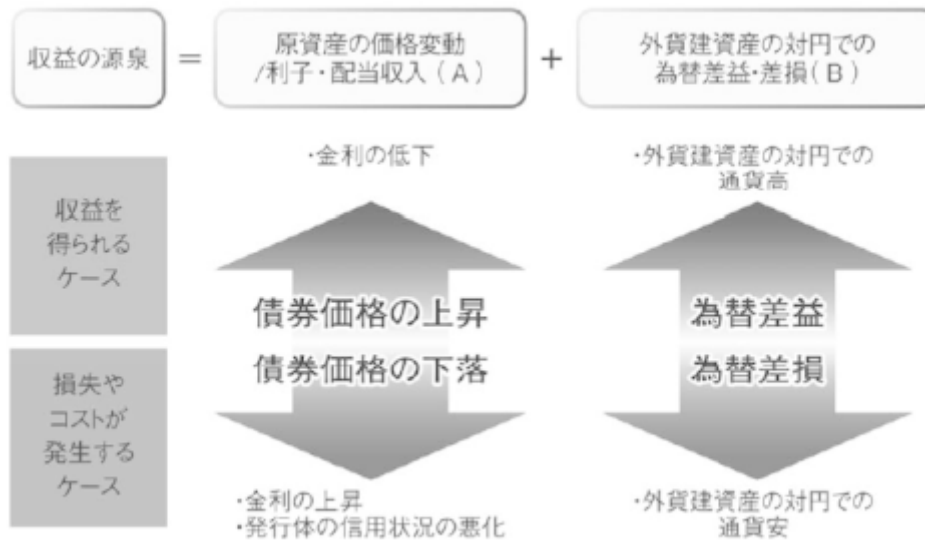
2

当ファンドの実質的な主要投資対象である外貨建資産に対しては、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

当ファンドは、主要投資対象である投資信託証券への投資を通じて、米ドル、米ドル以外の先進国の通貨、あるいは現地通貨建ての債券に投資を行います。当ファンド及び当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券では、原則として外貨建資産に対する対円での為替ヘッジを行わないことから為替変動の影響を受けます。

ファンドにおける為替変動リスク、及び収益のイメージ





資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3

毎月25日に決算を行い（休業日の場合は翌営業日）、収益の分配を行います。



- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案し決定します。ただし、信託財産の状況によっては分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

指定投資信託証券の概要（平成29年6月1日現在）

外国投資信託証券	
ファンド名	パーベスト ボンド・アジア（除く日本）クラシック-MDシェア（Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares）（米ドル建て）
形態	ルクセンブルク籍外国投資法人
運用の基本方針	中期的な信託財産の成長を目指します。
投資方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品に、純資産総額の少なくとも3分の2程度を投資します。 ・ファンドの純資産総額の最大で3分の1程度を、譲渡性証券、マネー・マーケット金融商品、金融派生商品、キャッシュ等に投資する場合があります。また、純資産総額の最大10%までをUCITSあるいはUCIにも投資する場合があります。
運用報酬	ファンドの純資産総額に対して最大年率1.25% ^(*)

その他費用等	運用財産の保管及び計算等の事務に関する費用として最大年率0.30% この他に組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、運用財産に関する租税、 その他関連する費用等が運用財産から支払われます。
投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Singapore Limited BNPパリバ・アセットマネジメント・シンガポール・リミテッド 平成29年6月1日付で、「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・シンガポール」 から「BNPパリバ・アセットマネジメント・シンガポール・リミテッド」へ社名を変更 いたしました。

(*)このうち年率0.90%を上限としてBNPパリバ アジア・ボンド・ファンド(為替ヘッジなし)に還付いたします。

国内籍追加型投資信託証券	
ファンド名	BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
形態/商品分類	国内籍投資信託/追加型投信/国内/債券
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
投資方針等	・運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、 想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信 託財産の成長を目指します。なおベンチマークはありません。 ・市況動向及び資金動向等により、上記の運用が行えない場合があります。
信託報酬	ファンドの純資産総額に対して年率0.216%(税抜0.20%)以内
その他費用等	組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等
委託会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

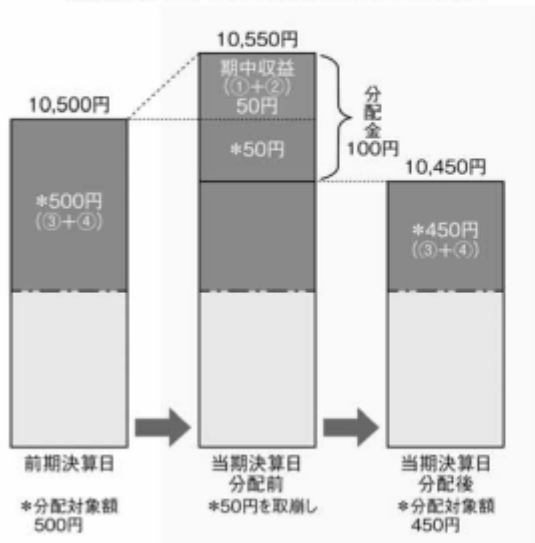
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



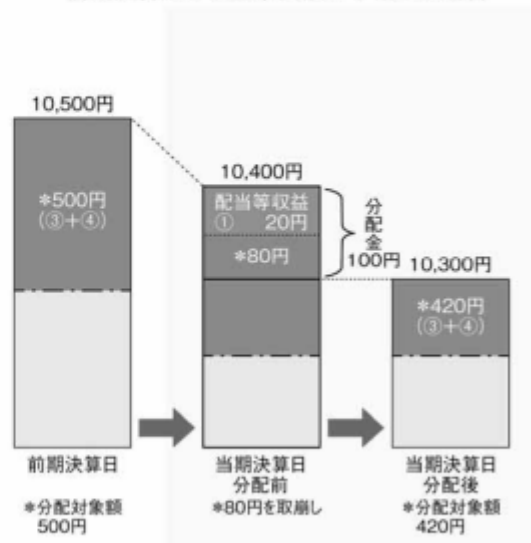
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

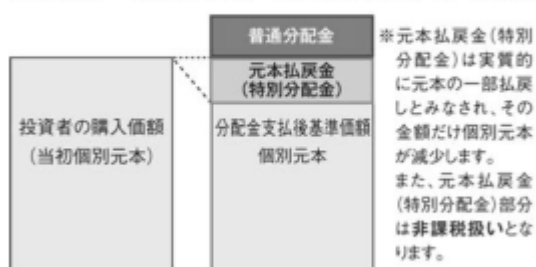


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

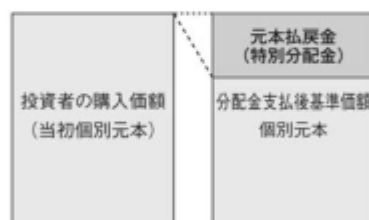
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

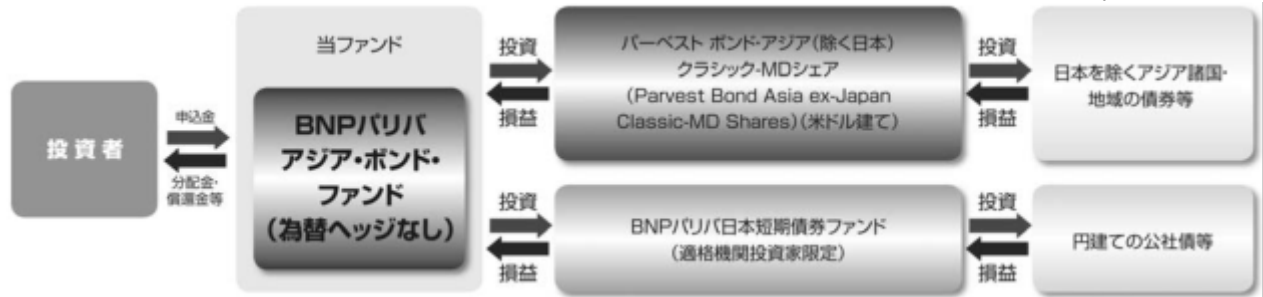
平成24年6月20日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

平成27年12月25日 信託期間の延長

(3) 【ファンドの仕組み】

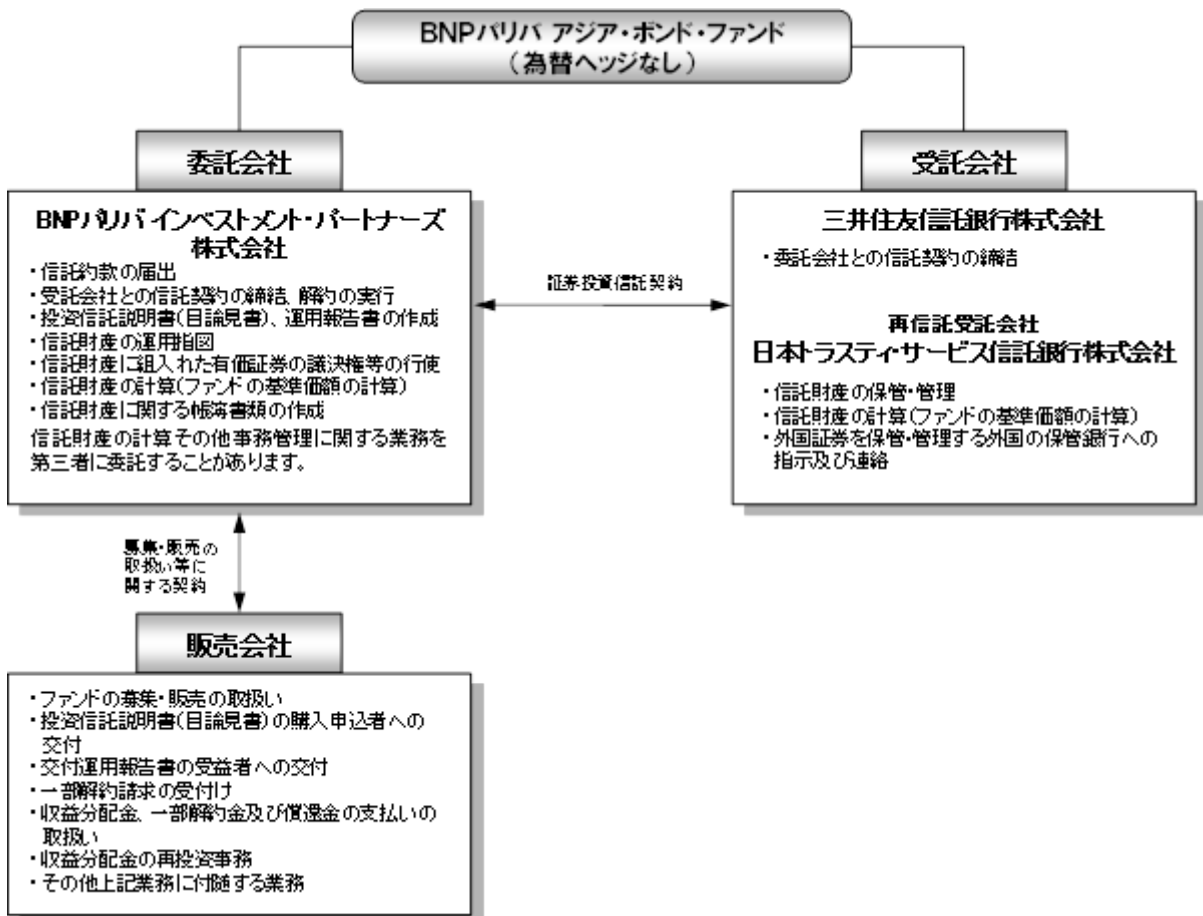
a. ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券に投資するファンドをいいます。



- (注1) 当ファンドは外国投資信託証券を高位に組入れることを目指しますが、当ファンドの基準価額の値動きと外国投資信託証券の値動きは、一部資金を国内籍の投資信託証券や短期金融商品で運用すること、当ファンドと当該外国投資信託証券との売買タイミングのずれ等の要因で、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。
- (注2) 上記の図は、ファンドの仕組みの簡便な理解を目的としており、実際の運用とは異なる場合があります。

b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。

《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金・一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。
--------	--

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（平成29年5月末現在）

資本金 1億円

沿革

平成10年11月9日 会社設立
 平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
 平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録
 平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
 平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
 平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
 平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	89,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益権及び受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券及び外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等を実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

b. 投資態度

投資信託証券への投資を通じて、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて行います。

投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等を実質的に投資を行います。

指定投資信託証券は、委託会社の判断により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

指定投資信託証券への投資比率は、各投資信託証券の収益性、市況環境及び資金動向等を勘案して決定するものとします。原則として、日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等に投資する投資信託証券の組入比率は高位に保ちます。

外貨建の投資対象については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向、新興諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」）

- ・ルクセンブルク籍の外国投資法人「パーベスト（Parvest）」のサブファンドである「パーベストボンド・アジア（除く日本）クラシック-MDシェア（Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares）」（米ドル建て）
- ・国内籍の追加型投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

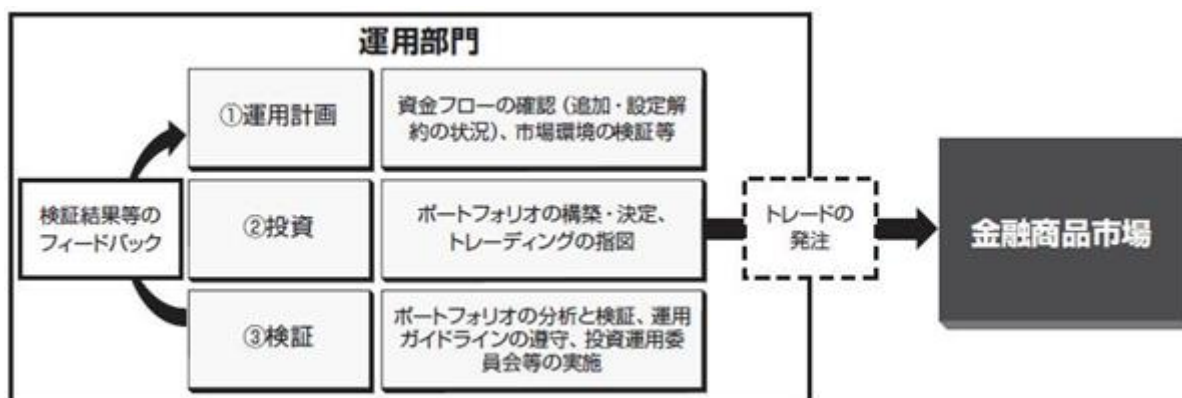
（２）【投資対象】

- a. この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
- b. 委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとしします。
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金をcに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制

委託会社の運用体制は以下の通りです。



- ・運用部門及びトレーディング部門（10名程度）

運用部門では、運用の意思決定、取引の執行、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリングを行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（10名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会（10名程度）
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受取っております。

上記の運用体制等は平成29年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【配分方針】

毎決算時（毎月25日。ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、上記の範囲で、基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（5）【投資制限】

株式への投資制限（信託約款）

株式への直接投資は行いません。

外資建資産への投資制限（信託約款）

外資建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資制限（信託約款）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れの指図及び範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができません。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外資建有価証券への投資制限（信託約款）

外資建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、外資建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができません。

資金の借入れ（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができません。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に日本を除くアジア諸国・地域の債券を投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況、経営状況及び財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。特に、新興国の債券等の価格は、金利の変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドは、主要投資対象である投資信託証券への投資を通じて、米ドル、米ドル以外の先進国の通貨、あるいは現地通貨建ての債券に主に投資を行います。当ファンド及び当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券では、原則としてそれら外貨建資産の対円での為替ヘッジを行わないことから、為替変動の影響を受けます。よって、当ファンドの基準価額はそれら為替変動の影響により変動します。

カントリーリスク

当ファンドの実質的な投資対象国・地域における、政治、経済及び社会情勢などの変化による証券市場の混乱や、通貨規制や資本規制等の新たな規制の導入、税制の変更等が要因となり、証券市場の機能が失われ、証券市場の価格が大きく変動する可能性があります。その場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。当ファンドの運用方針に沿った運用が困難となる可能性があります。

流動性リスク

当ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券における組入有価証券の売却や、為替取引の解消を行います。その場合、関連する市場において十分な流動性が確保できず、あるいは当該取引にかかる決済サイクルが長期化するなどの場合があります。また、市場実勢から想定される妥当性のある価格や、当該換金に十分に対応する金額での組入有価証券の売却及び為替取引の解消が出来ない場合があります。

信用リスク

当ファンドが実質的に投資する債券の発行体や、当ファンドが主要投資対象とする主要投資信託証券にて行われる為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化や、それらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態により信用リスクの上昇を招くことがあります。その場合には実質的に投資する債券の価格の下落や、実質的に行われる為替取引等における取引コストの上昇等を招く場合があります。また、債券の発行体等及び為替取引等の取引相手方が債務不履行となった場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。特に、新興国の債券等は、発行体の格付が他の国・地域と比較し相対的に低い場合があります。その場合、格付の高い債券と比較して、一般的に信用度が低いことから、発行体の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性や債務不履行となる可能性が高いと考えられます。

注）基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・資金、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用が出来ない場合があります。
- ・当ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。
- ・当ファンドにおいて主要投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により適宜見直しを行います。この際、投資対象として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして指定される場合があります。また、投資対象として相応しい投資信託証券が無いと委託会社が判断した場合、当ファンドを繰上償還させる場合があります。
- ・当ファンドにかかる有価証券への投資において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があり、その場合当ファンドは損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・当ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・投資対象とする投資信託証券における実質的な投資対象国・地域の資本規制、税制、為替制度等の変化による直接的あるいは間接的な影響から、取引対象通貨の為替取引等（NDFや為替先物取引等を含む）の為替レートの価格形成が大きく歪んだり、流動性の確保に困難が生じたり、取引コストが増大する等の可能性があります。それにより、主要投資対象の外国投資信託証券において不利な価格での取引を強いられる場合や為替取引等が適切に実行できなくなる場合があります。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他の不測の事態（実質的な投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による、市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等）に陥る場合があります。当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、それらの事態が発生した場合、委託会社の判断でファンドの購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金の受付を取り消す場合があります。
- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、申込の受付を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。

（3）租税に関するリスクファクター

外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関係する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い <外国の税法に関する開示> 外国の税法」の部分をご参照ください。

外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。

外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するように求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

（4）投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の換金申込みがあった場合には、換金資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

（5）以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

委託会社では、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券が適切に運用されていることを確認するためにモニターします。

運用部門及びプロダクト部門は、投資信託証券の投資顧問会社に対し、ポートフォリオの内容開示を求めると共に、ポートフォリオの運用内容についての検証等を実施します。

運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内のリスク部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。

業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

c. 参考情報

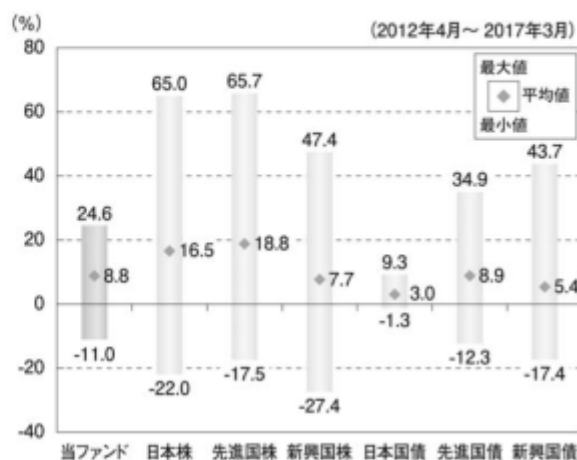
■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。ただし、騰落率は2013年6月から2017年3月まで、分配金再投資基準価額は2012年6月から2017年3月までのものを表示しております。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドの騰落率は2013年6月から2017年3月までのものを表示しております。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX): 株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス: MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債: 野村證券株式会社、シティ世界国債インデックス: Citigroup Index LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド: J.P.Morgan Securities Inc.)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

申込手数料率は、3.24%（税抜 3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.134%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額	年率1.134%（税抜1.05%）	
配分	委託会社	年率0.3456%（税抜0.32%） 委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.756%（税抜0.70%） 交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.0324%（税抜0.03%） 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の他、指定投資信託証券について、以下の運用報酬がかかります。（平成29年3月末現在）

投資対象 ファンド	パーベスト ボンド・アジア（除く日本）クラシック-MDシェア（Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares） 実質最大年率0.35%	投資対象ファンドにおける運用管理費用等
	BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定） 年率0.216%（税抜0.20%）以内	投資対象ファンドにおける運用管理費用等
実質的な負担	概ね年率1.484%（税抜1.40%）	

実質的な信託報酬は目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び外貨建資産の保管等に要する費用等についても信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

運営費用等

監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）、受益権の管理事務に関連する費用、信託約款、目論見書及び運用報告書等の法定書面の作成、印刷及び配布にかかる費用ならびに受益者に対する公告費（以下「運営費用等」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。この場合、委託会社は、運営費用等の金額を合理的に見積り、実際の費用の範囲内で、固定率または固定金額にて信託財産から受領することもできます。かかる金額は、当ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から支弁し、委託会社に支払われます。

上記の費用の他に、「パーベスト ボンド・アジア（除く日本）クラシック-MDシェア」においては、信託財産の保管及び計算等の事務に関する費用（最大年率0.30%）、組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、その他関連する費用等がかかります。また、「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」においては、組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等がかかります。（平成29年3月末現在）

「その他の手数料等」のうち、料率・上限額等を表示していないものについては、定時または随時に見直されるものや、投資対象ファンドの売買条件や運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（1）から（4）までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成29年3月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収課税が行われます。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

* 収益分配金（普通分配金）については、源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等及び特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡損との通算を行うことができます。

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等との損益通算を行うことができます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 外国の税法に関する開示 >

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用が可能です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成29年3月末現在）

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	538,821,289	97.19
投資信託受益証券	日本	9,952	0.00
小計		538,831,241	97.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		15,555,757	2.81
合計（純資産総額）		554,386,998	100.00

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】（平成29年3月末現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

(主要銘柄の明細)

順位	地域	銘柄名	種類	株数/口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares	投資証券	51,570.459	10,420.20	537,374,867	10,448.25	538,821,289	97.19
2	日本	BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	投資信託 受益証券	9,992	0.9961	9,953	0.9960	9,952	0.00

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別投資比率)

国内/外国	資産の種類	投資比率(%)
外国	投資証券	97.19
国内	投資信託受益証券	0.00
合計		97.19

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

<参考情報>（平成29年3月30日現在）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の投資資産は、以下の通りです。

(主要銘柄の明細)

Parvest Bond Asia ex-Japan（パーベスト ボンド・アジア（除く日本））

順位	種類	国/地域	銘柄名	クーポン (%)	償還日	投資比率 (%)
1	社債券	マレーシア	MALAYAN BANKING BHD	3.905	2026/10/29	4.70
2	社債券	シンガポール	UNITED OVERSEAS BANK LTD	3.5	2026/09/16	4.36
3	社債券	ヴァージン諸島	HUARONG FINANCE CO LTD	4	2019/07/17	4.34
4	社債券	マレーシア	MALAYAN BANKING BHD	3.25	2022/09/20	4.06
5	社債券	シンガポール	DBS BANK LTD	3.625	2022/09/21	3.70
6	社債券	ヴァージン諸島	CCCI TREASURE LTD	3.5	2020/04/21	3.37
7	社債券	香港	BANK OF EAST ASIA LTD	4.25	2024/11/20	3.13
8	社債券	シンガポール	OVERSEA-CHINESE BANKING	4	2024/10/15	2.91
9	社債券	韓国	BUSAN BANK	3.625	2026/07/25	2.83
10	社債券	シンガポール	OVERSEA-CHINESE BANKING	4.25	2024/06/19	2.77

*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

該当事項はありません。

（種類別投資比率）

BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

当ファンドの各計算期間末日及び平成29年3月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

特定期間	計算期間		純資産総額(円)		基準価額(円)	
			(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(第1期末)	平成24年 7月25日	17,143,150	17,202,796	10,060	10,095
	(第2期末)	8月27日	21,412,211	21,485,803	10,183	10,218
	(第3期末)	9月25日	27,441,917	27,550,165	10,140	10,180
第2特定期間	(第4期末)	10月25日	31,091,060	31,209,955	10,460	10,500
	(第5期末)	11月26日	38,900,909	39,046,224	10,708	10,748
	(第6期末)	12月25日	104,592,021	104,973,393	10,970	11,010
	(第7期末)	平成25年 1月25日	201,458,369	202,145,023	11,736	11,776
	(第8期末)	2月25日	350,061,602	351,219,485	12,093	12,133
	(第9期末)	3月25日	333,815,613	334,909,458	12,207	12,247
第3特定期間	(第10期末)	4月25日	334,593,141	335,632,972	12,871	12,911
	(第11期末)	5月27日	320,388,313	321,382,996	12,884	12,924
	(第12期末)	6月25日	300,262,621	301,293,488	11,651	11,691
	(第13期末)	7月25日	318,074,715	319,116,680	12,211	12,251
	(第14期末)	8月26日	259,139,956	260,031,241	11,630	11,670
	(第15期末)	9月25日	255,284,047	256,148,093	11,818	11,858
第4特定期間	(第16期末)	10月25日	249,860,955	250,706,345	11,822	11,862
	(第17期末)	11月25日	258,322,049	259,169,987	12,186	12,226
	(第18期末)	12月25日	264,036,617	264,883,177	12,476	12,516
	(第19期末)	平成26年 1月27日	255,110,394	255,946,742	12,201	12,241
	(第20期末)	2月25日	249,514,600	250,324,351	12,325	12,365
	(第21期末)	3月25日	231,610,595	232,364,902	12,282	12,322
第5特定期間	(第22期末)	4月25日	223,181,840	223,905,819	12,331	12,371
	(第23期末)	5月26日	222,392,067	223,110,470	12,383	12,423
	(第24期末)	6月25日	220,155,332	220,864,780	12,413	12,453
	(第25期末)	7月25日	224,810,528	225,533,739	12,434	12,474
	(第26期末)	8月25日	232,632,604	233,364,340	12,717	12,757
	(第27期末)	9月25日	241,094,995	241,823,918	13,230	13,270

第6特定期間	(第28期末)	10月27日	229,814,412	230,516,653	13,090	13,130
	(第29期末)	11月25日	247,895,262	248,591,694	14,238	14,278
	(第30期末)	12月25日	243,636,458	244,316,763	14,325	14,365
	(第31期末)	平成27年 1月26日	237,022,970	237,697,984	14,046	14,086
	(第32期末)	2月25日	244,654,581	245,342,015	14,236	14,276
	(第33期末)	3月25日	273,700,817	275,988,743	14,355	14,475
第7特定期間	(第34期末)	4月27日	333,011,888	335,821,738	14,222	14,342
	(第35期末)	5月25日	373,583,568	376,699,962	14,385	14,505
	(第36期末)	6月25日	415,457,552	418,913,744	14,425	14,545
	(第37期末)	7月27日	447,274,200	451,022,408	14,320	14,440
	(第38期末)	8月25日	438,128,786	442,016,845	13,522	13,642
	(第39期末)	9月25日	473,874,558	478,060,110	13,586	13,706
第8特定期間	(第40期末)	10月26日	492,750,003	497,055,653	13,733	13,853
	(第41期末)	11月25日	513,118,714	517,595,882	13,753	13,873
	(第42期末)	12月25日	551,880,357	556,838,599	13,357	13,477
	(第43期末)	平成28年 1月25日	552,620,432	557,685,623	13,092	13,212
	(第44期末)	2月25日	554,508,136	559,879,651	12,388	12,508
	(第45期末)	3月25日	567,774,964	573,209,429	12,537	12,657
第9特定期間	(第46期末)	4月25日	569,774,800	575,320,000	12,330	12,450
	(第47期末)	5月25日	570,452,923	576,097,457	12,128	12,248
	(第48期末)	6月27日	530,997,633	536,675,587	11,222	11,342
	(第49期末)	7月25日	557,538,793	563,248,158	11,718	11,838
	(第50期末)	8月25日	531,708,623	537,465,300	11,084	11,204
	(第51期末)	9月26日	530,220,076	536,019,196	10,972	11,092
第10特定期間	(第52期末)	10月25日	534,205,257	539,920,423	11,217	11,337
	(第53期末)	11月25日	566,167,142	571,939,822	11,769	11,889
	(第54期末)	12月26日	570,408,206	576,152,768	11,915	12,035
	(第55期末)	平成29年 1月25日	557,558,712	563,335,177	11,583	11,703
	(第56期末)	2月27日	553,036,195	557,876,979	11,425	11,525
	(第57期末)	3月27日	540,950,447	545,799,510	11,156	11,256
	平成28年 3月末	576,853,164	-	12,521	-	
	4月末	562,080,130	-	12,128	-	
	5月末	577,200,458	-	12,217	-	
	6月末	538,609,345	-	11,348	-	
	7月末	550,950,720	-	11,538	-	
	8月末	547,023,957	-	11,371	-	
	9月末	533,721,757	-	11,002	-	
	10月末	534,442,438	-	11,206	-	
	11月末	560,845,845	-	11,626	-	
	12月末	570,686,880	-	11,891	-	
	平成29年 1月末	559,350,371	-	11,575	-	
	2月末	553,518,903	-	11,474	-	
	3月末	554,386,998	-	11,358	-	

*基準価額は1万口当たり

【分配の推移】

特定期間	計算期間		分配金(円)
第1特定期間	第1期	自 平成24年 6月20日 至 平成24年 7月25日	35
	第2期	自 平成24年 7月26日 至 平成24年 8月27日	35
	第3期	自 平成24年 8月28日 至 平成24年 9月25日	40
第2特定期間	第4期	自 平成24年 9月26日 至 平成24年10月25日	40
	第5期	自 平成24年10月26日 至 平成24年11月26日	40
	第6期	自 平成24年11月27日 至 平成24年12月25日	40
	第7期	自 平成24年12月26日 至 平成25年 1月25日	40
	第8期	自 平成25年 1月26日 至 平成25年 2月25日	40
	第9期	自 平成25年 2月26日 至 平成25年 3月25日	40
第3特定期間	第10期	自 平成25年 3月26日 至 平成25年 4月25日	40
	第11期	自 平成25年 4月26日 至 平成25年 5月27日	40
	第12期	自 平成25年 5月28日 至 平成25年 6月25日	40
	第13期	自 平成25年 6月26日 至 平成25年 7月25日	40
	第14期	自 平成25年 7月26日 至 平成25年 8月26日	40
	第15期	自 平成25年 8月27日 至 平成25年 9月25日	40
第4特定期間	第16期	自 平成25年 9月26日 至 平成25年10月25日	40
	第17期	自 平成25年10月26日 至 平成25年11月25日	40
	第18期	自 平成25年11月26日 至 平成25年12月25日	40
	第19期	自 平成25年12月26日 至 平成26年 1月27日	40
	第20期	自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月25日	40
	第21期	自 平成26年 2月26日 至 平成26年 3月25日	40
第5特定期間	第22期	自 平成26年 3月26日 至 平成26年 4月25日	40
	第23期	自 平成26年 4月26日 至 平成26年 5月26日	40
	第24期	自 平成26年 5月27日 至 平成26年 6月25日	40
	第25期	自 平成26年 6月26日 至 平成26年 7月25日	40
	第26期	自 平成26年 7月26日 至 平成26年 8月25日	40
	第27期	自 平成26年 8月26日 至 平成26年 9月25日	40
第6特定期間	第28期	自 平成26年 9月26日 至 平成26年10月27日	40
	第29期	自 平成26年10月28日 至 平成26年11月25日	40
	第30期	自 平成26年11月26日 至 平成26年12月25日	40
	第31期	自 平成26年12月26日 至 平成27年 1月26日	40
	第32期	自 平成27年 1月27日 至 平成27年 2月25日	40
	第33期	自 平成27年 2月26日 至 平成27年 3月25日	120

第7特定期間	第34期	自 平成27年 3月26日	至 平成27年 4月27日	120
	第35期	自 平成27年 4月28日	至 平成27年 5月25日	120
	第36期	自 平成27年 5月26日	至 平成27年 6月25日	120
	第37期	自 平成27年 6月26日	至 平成27年 7月27日	120
	第38期	自 平成27年 7月28日	至 平成27年 8月25日	120
	第39期	自 平成27年 8月26日	至 平成27年 9月25日	120
第8特定期間	第40期	自 平成27年 9月26日	至 平成27年10月26日	120
	第41期	自 平成27年10月27日	至 平成27年11月25日	120
	第42期	自 平成27年11月26日	至 平成27年12月25日	120
	第43期	自 平成27年12月26日	至 平成28年 1月25日	120
	第44期	自 平成28年 1月26日	至 平成28年 2月25日	120
	第45期	自 平成28年 2月26日	至 平成28年 3月25日	120
第9特定期間	第46期	自 平成28年 3月26日	至 平成28年 4月25日	120
	第47期	自 平成28年 4月26日	至 平成28年 5月25日	120
	第48期	自 平成28年 5月26日	至 平成28年 6月27日	120
	第49期	自 平成28年 6月28日	至 平成28年 7月25日	120
	第50期	自 平成28年 7月26日	至 平成28年 8月25日	120
	第51期	自 平成28年 8月26日	至 平成28年 9月26日	120
第10特定期間	第52期	自 平成28年 9月27日	至 平成28年10月25日	120
	第53期	自 平成28年10月26日	至 平成28年11月25日	120
	第54期	自 平成28年11月26日	至 平成28年12月26日	120
	第55期	自 平成28年12月27日	至 平成29年 1月25日	120
	第56期	自 平成29年 1月26日	至 平成29年 2月27日	100
	第57期	自 平成29年 2月28日	至 平成29年 3月27日	100

* 分配金は1万口当たり

【収益率の推移】

特定期間	計算期間			収益率(%)
第1特定期間	第1期	自 平成24年 6月20日	至 平成24年 7月25日	1.0
	第2期	自 平成24年 7月26日	至 平成24年 8月27日	1.6
	第3期	自 平成24年 8月28日	至 平成24年 9月25日	0.0
第2特定期間	第4期	自 平成24年 9月26日	至 平成24年10月25日	3.6
	第5期	自 平成24年10月26日	至 平成24年11月26日	2.8
	第6期	自 平成24年11月27日	至 平成24年12月25日	2.8
	第7期	自 平成24年12月26日	至 平成25年 1月25日	7.3
	第8期	自 平成25年 1月26日	至 平成25年 2月25日	3.4
	第9期	自 平成25年 2月26日	至 平成25年 3月25日	1.3

第3特定期間	第10期	自 平成25年 3月26日	至 平成25年 4月25日	5.8
	第11期	自 平成25年 4月26日	至 平成25年 5月27日	0.4
	第12期	自 平成25年 5月28日	至 平成25年 6月25日	9.3
	第13期	自 平成25年 6月26日	至 平成25年 7月25日	5.1
	第14期	自 平成25年 7月26日	至 平成25年 8月26日	4.4
	第15期	自 平成25年 8月27日	至 平成25年 9月25日	2.0
第4特定期間	第16期	自 平成25年 9月26日	至 平成25年10月25日	0.4
	第17期	自 平成25年10月26日	至 平成25年11月25日	3.4
	第18期	自 平成25年11月26日	至 平成25年12月25日	2.7
	第19期	自 平成25年12月26日	至 平成26年 1月27日	1.9
	第20期	自 平成26年 1月28日	至 平成26年 2月25日	1.3
	第21期	自 平成26年 2月26日	至 平成26年 3月25日	0.0
第5特定期間	第22期	自 平成26年 3月26日	至 平成26年 4月25日	0.7
	第23期	自 平成26年 4月26日	至 平成26年 5月26日	0.7
	第24期	自 平成26年 5月27日	至 平成26年 6月25日	0.6
	第25期	自 平成26年 6月26日	至 平成26年 7月25日	0.5
	第26期	自 平成26年 7月26日	至 平成26年 8月25日	2.6
	第27期	自 平成26年 8月26日	至 平成26年 9月25日	4.3
第6特定期間	第28期	自 平成26年 9月26日	至 平成26年10月27日	0.8
	第29期	自 平成26年10月28日	至 平成26年11月25日	9.1
	第30期	自 平成26年11月26日	至 平成26年12月25日	0.9
	第31期	自 平成26年12月26日	至 平成27年 1月26日	1.7
	第32期	自 平成27年 1月27日	至 平成27年 2月25日	1.6
	第33期	自 平成27年 2月26日	至 平成27年 3月25日	1.7
第7特定期間	第34期	自 平成27年 3月26日	至 平成27年 4月27日	0.1
	第35期	自 平成27年 4月28日	至 平成27年 5月25日	2.0
	第36期	自 平成27年 5月26日	至 平成27年 6月25日	1.1
	第37期	自 平成27年 6月26日	至 平成27年 7月27日	0.1
	第38期	自 平成27年 7月28日	至 平成27年 8月25日	4.7
	第39期	自 平成27年 8月26日	至 平成27年 9月25日	1.4
第8特定期間	第40期	自 平成27年 9月26日	至 平成27年10月26日	2.0
	第41期	自 平成27年10月27日	至 平成27年11月25日	1.0
	第42期	自 平成27年11月26日	至 平成27年12月25日	2.0
	第43期	自 平成27年12月26日	至 平成28年 1月25日	1.1
	第44期	自 平成28年 1月26日	至 平成28年 2月25日	4.5
	第45期	自 平成28年 2月26日	至 平成28年 3月25日	2.2

第9特定期間	第46期	自 平成28年 3月26日	至 平成28年 4月25日	0.7
	第47期	自 平成28年 4月26日	至 平成28年 5月25日	0.7
	第48期	自 平成28年 5月26日	至 平成28年 6月27日	6.5
	第49期	自 平成28年 6月28日	至 平成28年 7月25日	5.5
	第50期	自 平成28年 7月26日	至 平成28年 8月25日	4.4
	第51期	自 平成28年 8月26日	至 平成28年 9月26日	0.1
第10特定期間	第52期	自 平成28年 9月27日	至 平成28年10月25日	3.3
	第53期	自 平成28年10月26日	至 平成28年11月25日	6.0
	第54期	自 平成28年11月26日	至 平成28年12月26日	2.3
	第55期	自 平成28年12月27日	至 平成29年 1月25日	1.8
	第56期	自 平成29年 1月26日	至 平成29年 2月27日	0.5
	第57期	自 平成29年 2月28日	至 平成29年 3月27日	1.5

* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定及び解約の実績は次の通りです。

特定期間	計算期間		設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	第1期	自 平成24年 6月20日 至 平成24年 7月25日	17,041,717	-
	第2期	自 平成24年 7月26日 至 平成24年 8月27日	3,984,720	-
	第3期	自 平成24年 8月28日 至 平成24年 9月25日	6,035,740	-
第2特定期間	第4期	自 平成24年 9月26日 至 平成24年10月25日	2,661,608	-
	第5期	自 平成24年10月26日 至 平成24年11月26日	6,604,989	-
	第6期	自 平成24年11月27日 至 平成24年12月25日	64,814,390	5,800,000
	第7期	自 平成24年12月26日 至 平成25年 1月25日	80,391,408	4,070,983
	第8期	自 平成25年 1月26日 至 平成25年 2月25日	135,821,224	18,013,848
	第9期	自 平成25年 2月26日 至 平成25年 3月25日	34,574,800	50,584,323
第3特定期間	第10期	自 平成25年 3月26日 至 平成25年 4月25日	16,114,642	29,618,260
	第11期	自 平成25年 4月26日 至 平成25年 5月27日	49,317,219	60,604,193
	第12期	自 平成25年 5月28日 至 平成25年 6月25日	15,513,981	6,467,935
	第13期	自 平成25年 6月26日 至 平成25年 7月25日	7,095,267	4,320,761
	第14期	自 平成25年 7月26日 至 平成25年 8月26日	1,667,200	39,337,344
	第15期	自 平成25年 8月27日 至 平成25年 9月25日	2,688,987	9,498,745
第4特定期間	第16期	自 平成25年 9月26日 至 平成25年10月25日	1,409,735	6,073,569
	第17期	自 平成25年10月26日 至 平成25年11月25日	1,104,491	467,408
	第18期	自 平成25年11月26日 至 平成25年12月25日	3,079,874	3,424,552
	第19期	自 平成25年12月26日 至 平成26年 1月27日	1,866,431	4,419,402
	第20期	自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月25日	3,538,360	10,187,568
	第21期	自 平成26年 2月26日 至 平成26年 3月25日	5,324,413	19,185,446

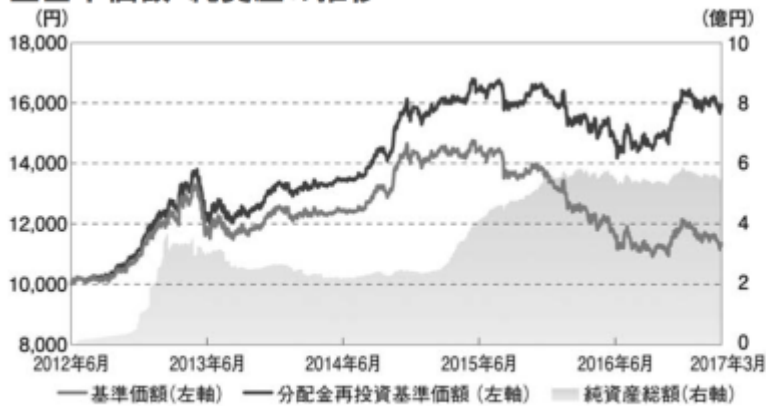
第5特定期間	第22期	自 平成26年 3月26日	至 平成26年 4月25日	611,072	8,192,967
	第23期	自 平成26年 4月26日	至 平成26年 5月26日	3,073,742	4,467,771
	第24期	自 平成26年 5月27日	至 平成26年 6月25日	3,527,007	5,765,713
	第25期	自 平成26年 6月26日	至 平成26年 7月25日	3,761,351	320,816
	第26期	自 平成26年 7月26日	至 平成26年 8月25日	2,131,307	-
	第27期	自 平成26年 8月26日	至 平成26年 9月25日	774,971	1,478,077
第6特定期間	第28期	自 平成26年 9月26日	至 平成26年10月27日	490,454	7,161,065
	第29期	自 平成26年10月28日	至 平成26年11月25日	484,897	1,937,090
	第30期	自 平成26年11月26日	至 平成26年12月25日	2,473,394	6,505,212
	第31期	自 平成26年12月26日	至 平成27年 1月26日	1,833,386	3,156,066
	第32期	自 平成27年 1月27日	至 平成27年 2月25日	3,922,581	817,628
	第33期	自 平成27年 2月26日	至 平成27年 3月25日	20,783,005	1,981,072
第7特定期間	第34期	自 平成27年 3月26日	至 平成27年 4月27日	45,972,848	2,479,229
	第35期	自 平成27年 4月28日	至 平成27年 5月25日	27,139,978	1,594,633
	第36期	自 平成27年 5月26日	至 平成27年 6月25日	29,520,373	1,203,822
	第37期	自 平成27年 6月26日	至 平成27年 7月27日	25,338,317	1,003,672
	第38期	自 平成27年 7月28日	至 平成27年 8月25日	13,671,816	2,017,571
	第39期	自 平成27年 8月26日	至 平成27年 9月25日	26,166,654	1,375,549
第8特定期間	第40期	自 平成27年 9月26日	至 平成27年10月26日	10,245,812	237,628
	第41期	自 平成27年10月27日	至 平成27年11月25日	14,509,775	216,622
	第42期	自 平成27年11月26日	至 平成27年12月25日	40,797,909	708,469
	第43期	自 平成27年12月26日	至 平成28年 1月25日	9,703,373	790,946
	第44期	自 平成28年 1月26日	至 平成28年 2月25日	27,173,751	1,646,690
	第45期	自 平成28年 2月26日	至 平成28年 3月25日	19,277,262	14,031,488
第9特定期間	第46期	自 平成28年 3月26日	至 平成28年 4月25日	13,823,252	4,595,338
	第47期	自 平成28年 4月26日	至 平成28年 5月25日	8,802,343	524,475
	第48期	自 平成28年 5月26日	至 平成28年 6月27日	3,885,900	1,100,864
	第49期	自 平成28年 6月28日	至 平成28年 7月25日	3,007,900	390,326
	第50期	自 平成28年 7月26日	至 平成28年 8月25日	5,966,600	2,023,976
	第51期	自 平成28年 8月26日	至 平成28年 9月26日	3,730,195	193,239
第10特定期間	第52期	自 平成28年 9月27日	至 平成28年10月25日	6,709,510	13,705,693
	第53期	自 平成28年10月26日	至 平成28年11月25日	6,164,983	1,372,141
	第54期	自 平成28年11月26日	至 平成28年12月26日	4,991,421	7,334,598
	第55期	自 平成28年12月27日	至 平成29年 1月25日	3,038,816	380,231
	第56期	自 平成29年 1月26日	至 平成29年 2月27日	4,628,755	1,922,484
	第57期	自 平成29年 2月28日	至 平成29年 3月27日	4,414,064	3,586,110

(注1) 本邦以外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数(口)には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

< 参考情報 > 運用実績 (2017年3月31日現在)

■基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。
※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	11,358 円
純資産総額	5.5 億円

※基準価額は1万口当たり

■分配の推移

2016年11月	120 円
2016年12月	120 円
2017年 1月	120 円
2017年 2月	100 円
2017年 3月	100 円
直近1年間累計	1,400 円
設定来累計	4,230 円

※1万口当たり(税引前)

■主要な資産の状況 ※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

＜投資状況＞

資産の種類	銘柄名	純資産比率(%)
投資証券	Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares (ルクセンブルク)	97.19
投資信託受益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)(日本)	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.81
合計		100.00

＜投資対象ファンドの組入上位10銘柄＞

Parvest Bond Asia ex-Japan

2017年3月30日現在

順位	種類	国/地域	銘柄名	クーポン(%)	償還日	純資産比率(%)
1	社債券	マレーシア	MALAYAN BANKING BHD	3.905	2026/10/29	4.70
2	社債券	シンガポール	UNITED OVERSEAS BANK LTD	3.5	2026/09/16	4.36
3	社債券	ヴァージン諸島	HUARONG FINANCE CO LTD	4	2019/07/17	4.34
4	社債券	マレーシア	MALAYAN BANKING BHD	3.25	2022/09/20	4.06
5	社債券	シンガポール	DBS BANK LTD	3.625	2022/09/21	3.70
6	社債券	ヴァージン諸島	CCCI TREASURE LTD	3.5	2020/04/21	3.37
7	社債券	香港	BANK OF EAST ASIA LTD	4.25	2024/11/20	3.13
8	社債券	シンガポール	OVERSEA-CHINESE BANKING	4	2024/10/15	2.91
9	社債券	韓国	BUSAN BANK	3.625	2026/07/25	2.83
10	社債券	シンガポール	OVERSEA-CHINESE BANKING	4.25	2024/06/19	2.77

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

有価証券の組入れはありません。

■年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2012年は設定日(2012年6月20日)から年末までの収益率、2017年は年初から3月末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
*運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みには、販売会社所定の方法にてお申込みください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みは、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、または指定投資信託証券の取得申込みの受付が行われない日や価格が算出されない日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数についてお申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（指定投資信託証券の投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

お申込みは、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、または指定投資信託証券の一部解約の実行の請求の受付が行われない日や価格が算出されない日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

換金単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して6営業日目以降に販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（指定投資信託証券の投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等）があるときは、換金申込みの受付を中止することまたは既に受付けた換金申込みを取り消すことがあります。

の規定により換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして の規定に準じて算定した価額とします。

買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入れ有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。原則として、投資証券については1株あたり純資産額、国内投資信託については基準価額で日々評価します。外貨建資産の円換算及び予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「アジボン為無」）

<p>《委託会社へのお問合わせ先》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時 ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/</p>
--

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成24年6月20日から平成34年3月25日とします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎月26日から翌月25日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

a. 以下の事由の場合には、当ファンドは、受託会社と合意の上、信託契約を解約（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ・ 受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合。
- ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

イ. 委託会社は、上記について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ロ. 書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ロにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

八．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

二．イから八までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記イから八までの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

b．以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 bに規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新受託会社を選任できないとき。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、上記aの事項（上記aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記aの併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c．書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f．bからeまでは、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g．上記aからfにかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなるため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年3月及び9月に到来する計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更改に関する事項

・販売会社

「募集・販売の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

(1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(3) 償還金に対する権利

当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成28年9月27日から平成29年3月27日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (平成28年9月26日現在)	当特定期間末 (平成29年3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,911,409	1,617,974
コール・ローン	7,201,096	12,994,690
投資信託受益証券	9,958	9,953
投資証券	524,435,929	528,992,605
未収配当金	1,911,408	1,594,723
その他未収収益	1,138,417	1,130,548
流動資産合計	536,608,217	546,340,493
資産合計		
	536,608,217	546,340,493
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,799,120	4,849,063
未払解約金	-	9,889
未払受託者報酬	15,369	13,855
未払委託者報酬	522,433	471,042
未払利息	18	33
その他未払費用	51,201	46,164
流動負債合計	6,388,141	5,390,046
負債合計		
	6,388,141	5,390,046
純資産の部		
元本等		
元本	*1,*2 483,260,070	*1,*2 484,906,362
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	46,960,006	56,044,085
(分配準備積立金)	-	-
元本等合計	530,220,076	540,950,447
純資産合計		
	530,220,076	540,950,447
負債純資産合計		
	536,608,217	546,340,493

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間 (自 平成28年3月26日 至 平成28年9月26日)	当特定期間 (自 平成28年9月27日 至 平成29年3月27日)
営業収益		
受取配当金	11,882,266	11,075,368
有価証券売買等損益	13,674,629	18,645,794
為替差損益	64,187,543	50,287,433
その他収益	2,448,590	2,448,173
営業収益合計	36,182,058	45,165,180
営業費用		
支払利息	3,930	4,383
受託者報酬	90,684	89,873
委託者報酬	3,082,910	3,055,598
その他費用	507,923	499,287
営業費用合計	3,685,447	3,649,141
営業利益又は営業損失()	39,867,505	41,516,039
経常利益又は経常損失()	39,867,505	41,516,039
当期純利益又は当期純損失()	39,867,505	41,516,039
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	295,187	514,833
期首剰余金又は期首欠損金()	114,902,866	46,960,006
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,699,725	4,467,547
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,699,725	4,467,547
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,937,417	3,685,954
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,937,417	3,685,954
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	*1 34,132,850	*1 32,698,720
期末剰余金又は期末欠損金()	46,960,006	56,044,085

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。 (2) 特定期間末日の取扱い 平成29年3月25日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成29年3月27日としております。

(貸借対照表に関する注記)

前特定期間末 (平成28年9月26日現在)		当特定期間末 (平成29年3月27日現在)	
*1 期首元本額	452,872,098 円	*1 期首元本額	483,260,070 円
期中追加設定元本額	39,216,190 円	期中追加設定元本額	29,947,549 円
期中解約元本額	8,828,218 円	期中解約元本額	28,301,257 円
*2 特定期間末における受益権の総数	483,260,070 口	*2 特定期間末における受益権の総数	484,906,362 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 (自 平成28年3月26日 至 平成28年9月26日)
*1 分配金の計算過程 (自 平成28年3月26日 至 平成28年4月25日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,847,795円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(134,301,545円)、及び分配準備積立金(12,194,529円)より分配対象収益は148,343,869円(1万口当たり3,210.21円)であり、うち、5,545,200円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。 (自 平成28年4月26日 至 平成28年5月25日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,848,846円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(136,888,726円)、及び分配準備積立金(8,487,518円)より分配対象収益は147,225,090円(1万口当たり3,129.93円)であり、うち、5,644,534円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。 (自 平成28年5月26日 至 平成28年6月27日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,701,412円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(137,738,349円)、及び分配準備積立金(4,680,932円)より分配対象収益は144,120,693円(1万口当たり3,045.89円)であり、うち、5,677,954円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。

(自 平成28年6月28日 至 平成28年7月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,356,484円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(138,507,518円)、及び分配準備積立金(703,811円)より分配対象収益は141,567,813円(1万口当たり2,975.48円)であり、うち、5,709,365円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。

(自 平成28年7月26日 至 平成28年8月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,685,297円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(136,984,795円)、及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は138,670,092円(1万口当たり2,890.62円)であり、うち、5,756,677円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。

(自 平成28年8月26日 至 平成28年9月26日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,706,042円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(133,894,341円)、及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は135,600,383円(1万口当たり2,805.94円)であり、うち、5,799,120円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。

当特定期間

(自 平成28年9月27日
至 平成29年3月27日)

*1 分配金の計算過程

(自 平成28年9月27日 至 平成28年10月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,246,515円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(127,924,160円)、及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は130,170,675円(1万口当たり2,733.16円)であり、うち、5,715,166円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。

(自 平成28年10月26日 至 平成28年11月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,462,511円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(125,713,962円)、及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は128,176,473円(1万口当たり2,664.47円)であり、うち、5,772,680円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。

(自 平成28年11月26日 至 平成28年12月26日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,421,997円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(121,810,484円)、及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は124,232,481円(1万口当たり2,595.12円)であり、うち、5,744,562円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。

(自 平成28年12月27日 至 平成29年1月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,454,645円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（119,146,301円）、及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は120,600,946円（1万口当たり2,505.35円）であり、うち、5,776,465円（1万口当たり120.00円）を分配金額としております。

（自 平成29年1月26日 至 平成29年2月27日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,416,840円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（115,471,060円）、及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は116,887,900円（1万口当たり2,414.64円）であり、うち、4,840,784円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

（自 平成29年2月28日 至 平成29年3月27日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,393,493円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（112,239,899円）、及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は113,633,392円（1万口当たり2,343.41円）であり、うち、4,849,063円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券、投資証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、投資銘柄の集中リスク等の信用リスク、流動性リスクを有しております。当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資産の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

	前特定期間末 （平成28年9月26日現在）	当特定期間末 （平成29年3月27日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 -	(2) デリバティブ取引 -
	(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)

前特定期間末（平成28年9月26日現在）

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1
投資証券	2,621,360
合 計	2,621,361

当特定期間末（平成29年3月27日現在）

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	-
投資証券	1,252,997
合 計	1,252,997

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

前特定期間末 (平成28年9月26日現在)		当特定期間末 (平成29年3月27日現在)	
一口当たり純資産額	1.0972 円	一口当たり純資産額	1.1156 円
(一万口当たり純資産額	10,972 円)	(一万口当たり純資産額	11,156 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評 価 額	
				単 価	金 額

投資信託 受益証券	円				
		BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	9,992	0.9961	9,953
		円 小計	9,992	-	9,953
投資信託受益証券 合計			9,992	-	9,953
合計			9,992	-	9,953

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額		邦貨換算評価額 (円)
				単価	金額	
投資証券	米ドル					
		Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares	51,570.459	92.88	4,789,864.23	528,992,605
		米ドル 小計	51,570.459	-	4,789,864.23	528,992,605
投資証券 合計			51,570.459	-	4,789,864.23	528,992,605
合計			51,570.459	-	4,789,864.23	528,992,605

(注1) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

(注2) 通貨の表示に関しては、その通貨の表記単位で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する 比率
米ドル	投資証券 1 銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託受益証券及び「Parvest Bond Asia ex-Japan」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの投資信託受益証券及び投資証券です。

1. 「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

なお、以下に掲載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

区 分	注記 番号	（平成28年9月23日現在）	（平成29年3月24日現在）
		金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		180,250,826	180,141,664
流動資産合計		180,250,826	180,141,664
資産合計		180,250,826	180,141,664
負債の部			
流動負債			
未払利息		469	468
未払受託者報酬		1,487	72
未払委託者報酬		13,460	671
流動負債合計		15,416	1,211
負債合計		15,416	1,211
純資産の部			
元本等			
元本		180,853,698	180,853,698
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		618,288	713,245
元本等合計		180,235,410	180,140,453
純資産合計		180,235,410	180,140,453
負債純資産合計		180,250,826	180,141,664

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

（平成28年9月23日現在）		（平成29年3月24日現在）	
一口当たり純資産額	0.9966 円	一口当たり純資産額	0.9961 円
（一万口当たり純資産額	9,966 円）	（一万口当たり純資産額	9,961 円）

（3）有価証券組入明細

該当事項はありません。

2. 「Parvest Bond Asia ex-Japan」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同投資証券のマネージメント・カンパニーであるBNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.からの情報に基づき、これらの投資証券の直近会計年度末である平成27年12月31日の状況を掲記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に掲載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

(1) 純資産計算書

純資産計算書 2015年12月31日現在	(単位：USD)
資産	
投資有価証券時価評価額	271,069,424.00
銀行預金	33,539,868.00
その他資産	4,929,896.00
資産合計	309,539,188.00
負債	
金融商品に係る未実現損失	1,238,022.00
その他負債	1,181,979.00
負債合計	2,420,001.00
純資産額	307,119,187.00

(2) 損益および純資産変動計算書

損益および純資産変動計算書 2015年12月31日に終了した会計年度	(単位：USD)
投資収益	17,552,137.00
投資顧問報酬	3,915,530.00
銀行支払利息	842.00
その他費用	973,455.00
支払税	174,899.00
販売費用	50.00
取引費用	3,377.00
費用合計	5,068,153.00
投資純利益（純損失）	12,483,984.00
投資有価証券に係る実現純利益（純損失）	(710,106.00)
金融商品に係る実現純利益（純損失）	(10,136,413.00)
当期実現純利益（純損失）	1,637,465.00
投資有価証券に係る未実現評価純利益（純損失）の変動	708,715.00
金融商品に係る未実現評価純利益（純損失）の変動	321,783.00

運用による純資産額の純変動	2,667,963.00
当会計年度中の純発行額(純買戻額)	(146,008,286.00)
支払分配金	(4,969,004.00)
当会計年度中の純資産額の純変動	(148,309,327.00)
期首純資産	455,428,514.00
期末純資産	307,119,187.00

(3) 一口当たりの純資産額情報

(通貨: USD)

	2014年12月31日	2015年12月31日
純資産額	455,428,514.00	307,119,187.00
株数(Classic MD クラス)	582,859.546	519,809.269
一株あたり純資産額(Classic MDクラス)	94.13	92.47

投資有価証券明細表

2015年12月31日現在

PARVEST Bond Asia ex-Japan				
銘柄	通貨	券面	時価 (USD)	純資産 比率(%)
譲渡可能な上場又はその他規制市場取引の有価証券				
債券				
(中国)				
AGILE PROPERTY 9.875% 12-20/03/2017	USD	12,700,000	13,288,010	4.33
CHINA CINDA 2015 3.125% 15-23/04/2020	USD	5,000,000	4,888,000	1.59
CHINA CINDA 2015 4.250% 15-23/04/2025	USD	5,000,000	4,716,500	1.54
CHINA HONGQIAO 6.875% 14-03/05/2018	USD	9,500,000	9,144,700	2.98
CHINA SCE PROPER 11.500% 12-14/11/2017	USD	1,500,000	1,586,250	0.52
CHN SCE PROPERTY 10.000% 15-02/07/2020	USD	8,000,000	8,400,000	2.74
COUNTRY GARDEN 7.500% 15-09/03/2020	USD	1,500,000	1,595,700	0.52
ICBC LTD 4.875% 15-21/09/2025	USD	4,000,000	4,069,600	1.33
KWG PROPERTY HOL 8.250% 14-05/08/2019	USD	7,800,000	8,034,000	2.62
PROVEN HONOUR 4.125% 15-19/05/2025	USD	12,000,000	11,757,600	3.83
SUNAC CHINA HLDG 8.750% 14-05/12/2019	USD	3,000,000	3,135,000	1.02
TENCENT HOLDINGS 3.800% 15-11/02/2025	USD	4,000,000	3,933,600	1.28
YUZHOU PROPRTIE 8.750% 13-04/10/2018	USD	5,900,000	6,150,750	2.00
YUZHOU PROPRTIE 9.000% 14-08/12/2019	USD	1,000,000	1,045,000	0.34
小計			81,744,710	26.64
(バージン諸島)				
CHARMING LIGHT I 3.750% 14-03/09/2019	USD	5,500,000	5,550,600	1.81
GREENLAND GLB 4.375% 14-03/07/2019	USD	3,642,000	3,653,290	1.19
HKT CAPITAL NO2 3.625% 15-02/04/2025	USD	3,000,000	2,925,000	0.95
HUARONG FIN II 3.750% 15-19/11/2020	USD	2,000,000	1,984,600	0.65
HUARONG FINANCE 4.000% 14-17/07/2019	USD	3,000,000	3,055,500	0.99

PCCW CAP NO4 5.750% 12-17/04/2022	USD	5,000,000	5,401,000	1.76
SINO OC TR FIN I 6.000% 14-30/07/2024	USD	2,500,000	2,575,750	0.84
SINO OCEAN LAND 4.450% 15-04/02/2020	USD	4,200,000	4,210,920	1.37
STATE GRID OSEAS 4.375% 13-22/05/2043	USD	1,500,000	1,475,550	0.48
小計			30,832,210	10.04
(香港)				
CHINA TAIPING CA 4.125% 12-21/11/2022	USD	2,500,000	2,487,250	0.81
FWD LTD 5.000% 14-24/09/2024	USD	5,000,000	5,197,000	1.69
ICBCIL FINANCE 3.200% 15-10/11/2020	USD	11,200,000	11,111,520	3.62
NWD MTN LTD 4.375% 15-30/11/2022	USD	7,600,000	7,588,600	2.47
小計			26,384,370	8.59
(インドネシア)				
INDONESIA (REP) 4.125% 15-15/01/2025	USD	2,500,000	2,384,500	0.78
INDONESIA (REP) 5.125% 15-15/01/2045	USD	4,300,000	3,891,500	1.27
INDONESIA 5.950% 15-08/01/2046	USD	1,000,000	986,250	0.32
RELABUHAN IND II 4.250% 15-05/05/2025	USD	5,000,000	4,437,500	1.44
PERTAMINA 4.300% 13-20/05/2023	USD	3,000,000	2,730,000	0.89
PERTAMINA 4.875% 12-03/05/2022	USD	1,000,000	958,800	0.31
PERTAMINA 6.450% 14-30/05/2044	USD	1,000,000	872,500	0.28
SBSN INDO III 4.325% 15-28/05/2025	USD	8,000,000	7,630,400	2.48
小計			23,891,450	7.77
(ケイマン諸島)				
CHINA OVERSEAS FIN 3.950% 12-15/11/2022	USD	9,500,000	9,426,850	3.07
CHINA OVERSEAS FIN 6.450% 14-11/06/2034	USD	2,200,000	2,312,200	0.75
KWG PROPERTY HOL 13.250% 12-22/03/2017	USD	3,800,000	4,142,000	1.35
SUNAC CHINA HLDG 12.500% 12-16/10/2017	USD	3,500,000	3,724,000	1.21
小計			19,605,050	6.38
(インド)				
BHARTI AIRTEL 4.375% 15-10/06/2025	USD	3,500,000	3,416,700	1.11
RELIANCE INDUSTRIES 4.125% 15-28/01/2025	USD	5,000,000	4,883,500	1.59
RELIANCE INDUSTRIES 4.875% 15-10/02/2045	USD	3,500,000	3,138,100	1.02
小計			11,438,300	3.72
(シンガポール)				
OVERSEA-CHINESE 4.250% 14-19/06/2024	USD	3,000,000	3,070,800	1.00
YANLORD LAND GRP 10.625% 11-29/03/2018	USD	5,000,000	5,220,000	1.70
小計			8,290,800	2.70
(フィリピン)				
PHILIPPINES (REP) 6.375% 09-23/10/2034	USD	3,500,000	4,572,050	1.49
小計			4,572,050	1.49
合計			206,758,940	67.33
変動利付き債券				
(香港)				

BANK EAST ASIA L 14-20/11/2024 FRN	USD	5,000,000	4,951,954	1.61
CCCI TREASURE 15-29/12/2049 FRN	USD	8,000,000	7,850,000	2.56
CRCC YUPENG 14-28/02/2049 FRN	USD	4,000,000	4,045,320	1.32
DAH SING BANKING 14-29/01/2024 FRN	USD	5,700,000	5,875,016	1.91
FAR EAST HORIZON 14-23/06/2049 FRN	USD	6,250,000	6,310,000	2.05
WING HANG BK LTD 07-29/04/2049 SR	USD	3,000,000	3,105,000	1.01
小計			32,137,290	10.46
(マレーシア)				
AMBB CAPITAL 06-29/01/2049 FRN	USD	1,000,000	997,500	0.32
PUBLIC BANK BERHAD 06-22/08/2036 SR	USD	10,800,000	10,935,000	3.56
小計			11,932,500	3.88
(韓国)				
KOREAN RE 14-21/10/2044 FRN	USD	10,500,000	10,644,375	3.47
小計			10,644,375	3.47
(中国)				
DIANJIAN HAIXING 14-29/10/2049 FRN	USD	7,500,000	7,556,250	2.46
小計			7,556,250	2.46
(ケイマン諸島)				
KRUNG THAI BANK/ 14-26/12/2024 FRN	USD	2,000,000	2,040,069	0.66
小計			2,040,069	0.66
合計			64,310,484	20.93
総合計			271,069,424	88.26

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成29年3月31日

資産総額	554,797,634 円
負債総額	410,636 円
純資産総額(-)	554,386,998 円
発行済数量	488,117,490 口
1口当たり純資産額(/)	1.1358 円

(参考情報)

Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares (パーベスト ボンド・アジア (除く日本) クラシック-MDシェア) (平成29年3月30日)

純資産額	272.20 百万米ドル
純資産額 (CLASSIC MDクラスシェア)	44.06 百万米ドル
発行済株数 (CLASSIC MDクラスシェア)	473,213.448 株
1株当たり純資産額 (CLASSIC MDクラスシェア)	93.13 米ドル

BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定) (平成29年3月30日)

資産総額	180,138,903 円
負債総額	1,505 円
純資産総額(-)	180,137,398 円
発行済数量	180,853,698 口
1口当たり純資産額(/)	0.9960 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成29年3月末現在）

資本金の額	1億円
発行可能株式総数	500,000株
発行済株式総数	89,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成25年3月18日に2億5,000万円の増資

平成25年3月21日に6億円の減資

平成26年4月18日に2億5,000万円の増資

平成26年8月1日に2億5,000万円の減資

平成28年7月26日に2億5,000万円の増資

平成28年11月30日に2億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成29年3月末現在）

(1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成29年3月末現在）

種類	ファンド数(本)	純資産総額合計額(単位:億円)
追加型株式投資信託	32	3,565
追加型公社債投資信託	0	0

単位型株式投資信託	7	189
単位型公社債投資信託	3	2
合計	42	3,757

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第18期 (平成27年12月31日現在)		第19期 (平成28年12月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 1		751,239		769,217
前払費用			14,843		8,734
未収委託者報酬			497,846		392,492
未収運用受託報酬			178,394		144,893
未収収益			223,886		194,894
未収入金			4,100		7,235
立替金			902		391
流動資産計			1,671,213		1,517,860
固定資産					
投資その他の資産			16,224		14,324
長期差入保証金		10,224		8,324	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			16,224		14,324
資産合計			1,687,437		1,532,184

期別		第18期 (平成27年12月31日現在)		第19期 (平成28年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			23,488		19,299
未払金			427,376		346,138
未払手数料		149,319		121,881	
未払委託調査費		188,101		167,182	
その他未払金		89,954		57,075	
未払費用			256,405		106,351
未払法人税等			-		3,799
賞与引当金			111,124		123,298
役員賞与引当金			27,307		31,580
流動負債計			845,702		630,469
固定負債					
退職給付引当金			289,900		282,700
役員退職慰労引当金			2,970		6,542
資産除去債務			102,699		103,910
固定負債計			395,569		393,153
負債合計			1,241,272		1,023,622
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			475,551		846,165
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		425,551		796,165	
利益剰余金			129,386		437,603
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		129,386		437,603	
株主資本合計			446,165		508,562
純資産合計			446,165		508,562
負債・純資産合計			1,687,437		1,532,184

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第18期 自平成27年4月1日 至平成27年12月31日		第19期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			1,369,476		1,359,986
運用受託報酬			329,679		414,419
投資助言報酬			72,654		-
その他営業収益			541,445		669,500
営業収益計			2,313,255		2,443,906
営業費用					
支払手数料			531,990		520,407
広告宣伝費			767		818
調査費			457,365		523,464
調査研究費		42,871		46,697	
委託調査費		414,493		476,767	
委託計算費			82,774		111,582
営業雑経費			26,180		29,699
印刷費		22,243		25,547	
協会費		3,936		4,152	
営業費用計			1,099,078		1,185,973
一般管理費					
給料			640,506		823,870
役員報酬		24,750		35,083	
給料・手当		605,290		773,013	
賞与		10,465		15,773	
業務委託費			377,423		260,259
交際費			1,482		1,510
旅費交通費			22,533		28,120
租税公課			1,177		1,146
不動産賃借料			171,137		221,348
賞与引当金繰入額			81,138		123,174
役員賞与引当金繰入額			22,394		28,273
退職給付費用			43,806		67,445
役員退職慰労引当金繰入額			1,536		3,572
諸経費			121,138		138,907
一般管理費計			1,484,275		1,697,628
営業損失()			270,098		439,694

期別		第18期 自平成27年4月1日 至平成27年12月31日		第19期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日		
		科目	注記 番号	内訳	金額	内訳
			千円	千円	千円	千円
営業外収益						
受取利息				399		1
為替差益				5,841		11,561
雑益				26,893		7,589
営業外収益計				33,134		19,152
営業外費用						
株式交付費				-		1,780
雑損失				645		1,174
営業外費用計				645		2,954
経常損失（ ）				237,609		423,496
特別損失						
割増退職金				80,399		10,306
特別損失計				80,399		10,306
税引前当期純損失（ ）				318,008		433,803
法人税、住民税及び事業税			1,717		3,800	
法人税等調整額			-	1,717	-	3,800
当期純損失（ ）				319,726		437,603

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第18期
自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	50,000	425,551	475,551	190,340	190,340	765,891	765,891
当期変動額								
当期純損失					319,726	319,726	319,726	319,726
当期変動額合計	-	-	-	-	319,726	319,726	319,726	319,726
当期末残高	100,000	50,000	425,551	475,551	129,386	129,386	446,165	446,165

第19期
自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	50,000	425,551	475,551	129,386	129,386	446,165	446,165
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000			-	-
資本準備金の取崩		250,000	250,000	-			-	-
欠損填補			129,386	129,386	129,386	129,386	-	-
当期純損失					437,603	437,603	437,603	437,603
当期変動額合計	-	-	370,613	370,613	308,217	308,217	62,396	62,396
当期末残高	100,000	50,000	796,165	846,165	437,603	437,603	508,562	508,562

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成27年12月31日現在)	第19期 (平成28年12月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目</p> <p style="text-align: right;">預金 743,925千円</p>	<p>* 1 関係会社項目</p> <p style="text-align: right;">預金 762,708千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第18期				
自 平成27年4月1日				
至 平成27年12月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	39,000	-	-	39,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				
第19期				
自 平成28年1月1日				
至 平成28年12月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	39,000	50,000	-	89,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 50,000株は、平成28年7月26日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第18期		第19期	
自 平成27年4月1日		自 平成28年1月1日	
至 平成27年12月31日		至 平成28年12月31日	
オペレーティング・リース取引は次の通りであります。		オペレーティング・リース取引は次の通りであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	
(借主側)		(借主側)	
1年内	172,287千円	1年内	168,665千円
1年超	321,681千円	1年超	153,016千円
合計	493,968千円	合計	321,681千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第18期

自 平成27年4月1日

至 平成27年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第18期 (平成27年12月31日現在)				
平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				
(単位：千円)				
科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額	
預金	751,239	751,239	-	
未収委託者報酬	497,846	497,846	-	
未収運用受託報酬	178,394	178,394	-	
未収収益	223,886	223,886	-	
資産計	1,651,367	1,651,367	-	
未払手数料	149,319	149,319	-	
未払委託調査費	188,101	188,101	-	
その他未払金	89,954	89,954	-	
未払費用	256,405	256,405	-	
負債計	683,781	683,781	-	
<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の償還予定額</p>				
(単位：千円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	751,239	-	-	-
未収委託者報酬	497,846	-	-	-
未収運用受託報酬	178,394	-	-	-
未収収益	223,886	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

第19期

自 平成28年1月1日

至 平成28年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第19期 (平成28年12月31日現在)				
平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				
(単位：千円)				
科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額	
預金	769,217	769,217	-	
未収委託者報酬	392,492	392,492	-	
未収運用受託報酬	144,893	144,893	-	
未収収益	194,894	194,894	-	
資産計	1,501,498	1,501,498	-	
未払手数料	121,881	121,881	-	
未払委託調査費	167,182	167,182	-	
その他未払金	57,075	57,075	-	
未払費用	106,351	106,351	-	
負債計	452,490	452,490	-	
<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の償還予定額</p>				
(単位：千円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	769,217	-	-	-
未収委託者報酬	392,492	-	-	-
未収運用受託報酬	144,893	-	-	-
未収収益	194,894	-	-	-

（有価証券関係）

第18期 （平成27年12月31日現在）	第19期 （平成28年12月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	第19期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	第19期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日																												
<p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度及びキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2．簡便法を適用した確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>314,850千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>37,220千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>57,117千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>5,052千円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>289,900千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>37,220千円</td> </tr> </table> <p>3．確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、6,586千円でありました。</p>	退職給付引当金の期首残高	314,850千円	退職給付費用	37,220千円	退職給付の支払額	57,117千円	その他未払金への振替額	5,052千円	<hr/>		退職給付引当金の期末残高	289,900千円	簡便法で計算した退職給付費用	37,220千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。平成28年4月1日より退職一時金制度はキャッシュバランスプランに引継がれております。</p> <p>2．簡便法を適用した確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>289,900千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>43,055千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>43,009千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>7,246千円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>282,700千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>43,055千円</td> </tr> </table> <p>3．確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,389千円でありました。</p>	退職給付引当金の期首残高	289,900千円	退職給付費用	43,055千円	退職給付の支払額	43,009千円	その他未払金への振替額	7,246千円	<hr/>		退職給付引当金の期末残高	282,700千円	簡便法で計算した退職給付費用	43,055千円
退職給付引当金の期首残高	314,850千円																												
退職給付費用	37,220千円																												
退職給付の支払額	57,117千円																												
その他未払金への振替額	5,052千円																												
<hr/>																													
退職給付引当金の期末残高	289,900千円																												
簡便法で計算した退職給付費用	37,220千円																												
退職給付引当金の期首残高	289,900千円																												
退職給付費用	43,055千円																												
退職給付の支払額	43,009千円																												
その他未払金への振替額	7,246千円																												
<hr/>																													
退職給付引当金の期末残高	282,700千円																												
簡便法で計算した退職給付費用	43,055千円																												

(税効果会計関係)

第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	第19期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">102,508</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">1,050</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">40,463</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">37,641</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">64,587</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">77,458</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,399,769</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,723,478</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,723,478</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金	102,508	役員退職慰労引当金	1,050	賞与引当金	40,463	未払金	37,641	未払費用	64,587	その他	77,458	繰越欠損金	2,399,769	繰延税金資産小計	2,723,478	評価性引当額	2,723,478	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産(負債)の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">97,814</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">2,264</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">42,920</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">37,818</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">30,231</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">73,134</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,521,489</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,805,669</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,805,669</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金	97,814	役員退職慰労引当金	2,264	賞与引当金	42,920	未払金	37,818	未払費用	30,231	その他	73,134	繰越欠損金	2,521,489	繰延税金資産小計	2,805,669	評価性引当額	2,805,669	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産(負債)の純額	-
繰延税金資産																																																					
退職給付引当金	102,508																																																				
役員退職慰労引当金	1,050																																																				
賞与引当金	40,463																																																				
未払金	37,641																																																				
未払費用	64,587																																																				
その他	77,458																																																				
繰越欠損金	2,399,769																																																				
繰延税金資産小計	2,723,478																																																				
評価性引当額	2,723,478																																																				
繰延税金資産合計	-																																																				
繰延税金負債	-																																																				
繰延税金資産(負債)の純額	-																																																				
繰延税金資産																																																					
退職給付引当金	97,814																																																				
役員退職慰労引当金	2,264																																																				
賞与引当金	42,920																																																				
未払金	37,818																																																				
未払費用	30,231																																																				
その他	73,134																																																				
繰越欠損金	2,521,489																																																				
繰延税金資産小計	2,805,669																																																				
評価性引当額	2,805,669																																																				
繰延税金資産合計	-																																																				
繰延税金負債	-																																																				
繰延税金資産(負債)の純額	-																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>																																																				

（資産除去債務関係）

第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	第19期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日												
<p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">101,800 千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">898 千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>102,699 千円</u></td> </tr> </table>	期首残高	101,800 千円	時の経過による調整額	898 千円	期末残高	<u>102,699 千円</u>	<p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">102,699 千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">1,211 千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>103,910 千円</u></td> </tr> </table>	期首残高	102,699 千円	時の経過による調整額	1,211 千円	期末残高	<u>103,910 千円</u>
期首残高	101,800 千円												
時の経過による調整額	898 千円												
期末残高	<u>102,699 千円</u>												
期首残高	102,699 千円												
時の経過による調整額	1,211 千円												
期末残高	<u>103,910 千円</u>												

(セグメント情報等)

第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	1,369,476	402,334	541,445	2,313,255
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
	日本	オランダ	ルクセンブルク	その他
	1,587,661	307,873	234,763	182,957
合計				
2,313,255				
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。				
3. 主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッ ジあり(SMA専用)	349,288		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ネーデルラ ント・エヌ・ブイ	307,873		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ルクセンブ ルクSA	234,763		なし	
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 該当事項はありません。				
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。				
(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。				

第19期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日					
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。					
(関連情報)					
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)	
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計	
外部顧客への営業 収益	1,359,986	414,419	669,500	2,443,906	
2. 地域ごとの情報					
(1) 営業収益				(単位：千円)	
	日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
	1,576,547	335,681	331,250	200,428	2,443,906
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。					
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。					
3. 主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)	
	顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
	ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッ ジあり(SMA専用)	365,464	なし		
	BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ネーデルラ ント・エヌ・ブイ	335,681	なし		
	BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ルクセンブ ルクSA	331,250	なし		
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 該当事項はありません。					
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。					
(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。					

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第18期（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ネー デルラント・ エヌ・ブイ	アムステ ルダム、 オランダ 共和国	225千 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収 益の受入	307,873	未収収益	101,747
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ルク センブルク S A	ルクセン ブルク、 ルクセン ブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結 運用受託契約の 締結	その他 営業収 益の受入 運用受託 報酬の 受入	114,813 112,450	未収収益 未収運用 受託報酬	65,758 74,315
親会社 の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント S A S	パリ、 フランス 共和国	67百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結 業務委託契約の 締結	その他 営業収 益の受入 業務委託 費の支払	35,833 95,871	未収収益 未払費用	34,794 57,823
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ベル ギー S A	ブリュッ セル、 ベルギー 王国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	185,349	未払費用	101,999
親会社 の子会社	ファンド クエス トアドバイザー S A S U	パリ、 フランス 共和国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	諸経費 の支払	10,531	未払費用	18,943

第19期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ SA	パリ、 フランス 共和国	23百万 ユーロ	持株会 社	直接 100%	増資の引受	増資 (注1)	500,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ネー デルラント・ エヌ・ブイ	アムステ ルダム、 オランダ 共和国	225千 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収 益の受入	335,681	未収収益	80,613
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ルク センブルク SA	ルクセン ブルク、 ルクセン ブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結 運用受託契約の 締結	その他 営業収 益の受入 運用受託 報酬の 受入	123,390 197,859	未収収益 未収運用 受託報酬	34,528 42,760
親会社 の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント SAS	パリ、 フランス 共和国	70百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結 業務委託契約の 締結	その他 営業収 益の受入 業務委託 費の支払	135,733 78,932	未収収益 未払費用	48,233 14,194
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ベル ギー SA	ブリュッ セル、 ベルギー 王国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	116,509	未払費用	18,575
親会社 の子会社	ファンド クエスタ アドバイザー SASU	パリ、 フランス 共和国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	諸経費 の支払	17,476	未払費用	17,832

親会社の子会社	フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ・インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	64百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	30,603	未払委託調査費	21,713
親会社の子会社	カーディフ・アシュアランス・ヴィ	パリ、フランス共和国	719百万ユーロ	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	39,522	未収運用受託報酬	18,805

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり10,000円で引き受けたものであります。

(注2) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA (非上場)
ビー・エヌ・ピー・パリバ(ユーロネクスト・パリに上場)

(1株当たり情報)

第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日		第19期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	
・ 1株当たり純資産	11,440円	・ 1株当たり純資産	5,714円
・ 1株当たり当期純損失	8,198円	・ 1株当たり当期純損失	7,206円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純損失	319,726千円	当期純損失	437,603千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	319,726千円	普通株式に係る当期純損失	437,603千円
期中平均株式数・普通株式	39,000株	期中平均株式数・普通株式	60,721株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：324,037百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：51,000百万円（平成28年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	7,657百万円	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

ほくほくTT証券株式会社の資本金の額は、平成29年1月4日現在のものです。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社：販売会社として、募集の取扱い、販売、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙等に、次の事項を記載することがあります。
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・ 届出の効力に関して、届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨、及び当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
 - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
 - ・ 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案、ファンドの形態や基本的性格等
 - ・ 委託会社の電話番号、受付時間、ホームページアドレス等
3. 届出書本文「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
4. 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリング・オフに関する事項を記載することがあります。
5. 請求目論見書の巻末に、投資信託約款を添付することがあります。
6. 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新されることがあります。
7. 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月10日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正田 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ アジア・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）の平成28年9月27日から平成29年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）の平成29年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。